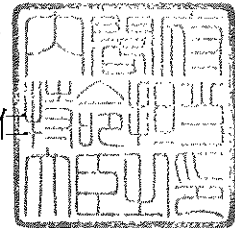


消安全第 24 号
平成 24 年 2 月 23 日

消費者委員会委員長
河上 正二 殿

内閣府特命担当大臣(消費者)

松原 健



「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」に
ついての消費者庁の実施状況の報告

「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」(平成 23 年 7 月 22 日付け府消委第 176 号)について、消費者庁としての実施状況を下記のとおり報告
します。

記

1 重大事故等の情報の収集強化・収集範囲拡大

- (1) 「消費生活用製品安全法に基づく事業者からの報告や事故情報データベースの
登録情報等を活用して、消費者安全法に係る通知義務が励行されるよう督励する
ほか、消費者庁と関係省庁間で通知の遅滞等が生じた各事例に関して、定期的
な協議の場を設けて改善を図ること」について

他の機関・事業者からの通知・報告を基に、対応が必要と判断した事故の情報
を関係省庁に提供している。また、消費者庁と関係省庁間で通知の遅滞等が生じ
た事案がある場合には、個別に協議することにより、改善を図ることとしている。

なお、消費生活用製品安全法に基づく事業者からの重大製品事故の報告では、
消費者安全法に基づく通知よりも詳細な情報が得られている。

- (2) 「救急車で搬送された傷病者に関する事故等の情報を的確に把握できるよう、重大事故等の通知に係る基準について見直しを図ったり、当該基準に定める治療期間 30 日間を短縮化したりする等により、本来、重大事故等として直ちに分析・公表等を行うべき事故情報の収集範囲の拡大につき検討すること」について

中等症以上の救急搬送は年間 240 万件以上もあり、また、人命救助が優先の救急作業中に製品や役務に起因する可能性を確認するのは困難な作業である。したがって、これらを全て通知対象とすることは現実的に難しいと考える。

重大事故等の要件の一つである治療期間 30 日間以上を期間短縮することは、他の法令における重傷者の定義との整合性も踏まえ、慎重な検討が必要と考える。

2 緊急を要する事故情報の公表

「中毒情報等の緊急を要する事故情報については、事業者名等の通知漏れや通知の遅滞を防止するため、日ごろから、消費者庁として関係省庁を通じて改善を要請すると同時に、緊急を要する事故情報については、定例公表日にこだわらず、事実関係未詳であっても迅速に公表できるように、早急に公表基準を見直すこと。また、消費者庁としても事故情報を迅速に分析し、必要に応じて関係省庁に対する措置要求等ができるように、所管省庁とは独立した分析体制を強化すること」について

重篤な被害の発生した食中毒事故等、緊急的な対応が必要な事故に対しては、関係省庁等と連絡を密にして、速やかに情報を収集し、被害拡大防止のために必要な対応を、関係省庁に依頼又は要請することとしている。

公表基準の見直しについては、現行の「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」（以下「公表の基本要領」という。）でも、すでに「被害が重大である事案その他社会的影響が大きい事案であって、事案の性質が明らかでない事案や被害拡大防止の方策が明らかでない事案等、緊急に対応措置を講ずべき場合には、定期的な公表によらず、迅速に公表を行っていく」こととしているが、更に一般的な見直し作業を行っている。

3 事故発生後の効果的な注意喚起等による回収策・被害拡大防止の強化

- (1) 「材質・メカニズム等が類似した製品群の中で、複数の製品に重大事故等が生じた場合には、製品群全体について分析し、公表すること」について

複数の製品に重大事故等が生じた製品群については「事故情報分析タスクフォース」において、対応が必要な事案を抽出し、分析・原因究明を進め公表してきた。このほか、消費者に向けて、製品群の事故事例と注意情報を提供したものとして、ライターの火遊びによる火災、電動車いすの転倒、扇風機の発煙・発火、湯たんぽによるやけど等があり、引き続き実施していくこととしている。

- (2) 「消費者安全法の関連規定の発動要件や対応方針をあらかじめ明確に定めておき、一定の要件を満たせば迅速に同法第 15 条第 1 項に基づく注意喚起が行われること」について

消費者安全法第 15 条第 1 項に基づく公表については、公表の基本要領において、被害の重篤性や事故の発生数等の考慮要素を踏まえることになっており、これに照らし合わせて検討している。

- (3) 「独立行政法人や地方公共団体を含めた関係機関を活用して消費者に確実に事故情報等が届くような体制構築を図ること」について

これまでも、地方自治体への通知や電子メール、国民生活センターが全国各地の消費生活センターに情報提供を行うための電子掲示板等を活用し情報提供してきた。なお、自転車用幼児座席リコール実施の周知の際は自治体の保育園及び幼稚園所管部局に協力を求めたほか、案件によっては必要に応じて事業者団体の協力を要請するなど、効果的な周知に努めている。また、消費者団体とのメーリングリストを構築することにしており、今後は、情報提供の手段としても積極的に活用していきたい。

4 誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用

「誤使用であっても多発している、あるいは高齢者や子供に特有の事故等の情報についても、収集範囲の拡大、分析・活用の強化を図るとともに、原因となった製品・役務の提供事業者に事故情報を提供し、一定の期間内での分析・報告等を求めるような運用体制・法制整備等について検討すること」について

誤使用による事故や高齢者・子どもに特有の事故等の情報の収集については、医療機関ネットワーク事業による医療機関からの事故の情報を活用している。

また、事故情報データベースに登録された大量の被害情報の中から、特定の事故を抽出するための検索システム(ソフトウェア)を導入することにより、情報の分析・活用の強化を図っていくことにしている。

事業者への事故情報の提供は、被害者等の個人情報の保護の方法を検討し、適切に提供していきたい。

5 各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化

「消費生活用製品安全法や消費者安全法に基づく報告・通知情報や、事故情報データベースへの登録情報等との間の突合や分析等により、可能な限り網羅的な情報収集を徹底し、分析・活用するために、予算面から消費者庁の体制を整備し、また、地方消費生活センターの人員・予算の充実につき支援すること」について

事故情報の分析・活用のための庁内の人員体制は、現行で十分とは認識しておらず、また、医学や薬学等、さまざまな分野の専門家も必要となっている。このため、財政状況を見ながら、段階的に体制を整備することとしている。

地方消費生活センターの人員・予算の充実にについては、「地方消費者行政活性化基金」の活用を通じて支援しており、「基金後」については、地方自治体の裁量で自由に使える恒久的な財源の確保等に努めてまいりたい。

上記2～5の事故情報の分析・活用に関する取組に関しては、消費者庁に寄せられた被害情報を漏れのないよう点検し、必要な詳細情報の収集や取組みにつなげていくため、平成23年11月に「入手情報点検チーム」を設置し、情報の適切な処理とそれに基づく対応に努めているところである。なお、的確な対応を図るため、専門家から定期的に意見を聴くこととしている。

さらに、平成24年度、消費者庁に第三者機関として「消費者安全調査委員会(仮称)」を設置し、事故調査を行う体制を整備する予定である。調査委員会の設置後は、調査委員会と十分に連携して、その調査結果を活用し積極的に消費者へ情報提供していくとともに、専門性の高い対応に努めてまいりたい。

以上